

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年8月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 事業計画変更承認申請について

議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第6号 三条市都市計画審議会委員の推薦について

報告事項

報第1号 第3調査部会の調査結果報告について

報第2号 前期農地パトロールの結果報告について

報第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第4号 農用地利用集積計画等の解約通知について

報第5号 農地潰廃通報について

報第6号 作付変更届について

報第7号 農地法第3条の3の届出について

農業委員出席委員 18名

1番 坂井浩行委員	2番 早川直子委員
3番 山屋和徳委員	4番 栞原一郎委員
5番 小池秀一委員	6番 志田洋一委員
7番 笹岡大介委員	8番 瀬高栄津子委員
9番 山倉広委員	10番 佐藤直人委員
11番 小師栄一委員	12番 飛岡雅史委員
13番 井上利弥委員	14番 五十嵐弘作委員
15番 吉田昇委員	17番 熊倉睦委員
18番 田邊健一委員	19番 淡路五樹委員

農業委員欠席委員 1名

16番 鈴木範男委員

推進委員出席委員 18名

青木誠一委員 岡崎耕一郎委員

川 上 利 男 委員
小 出 和 哉 委員
駒 形 徹 委員
高 山 弘 則 委員
新飯田 雅 樹 委員
堀 江 義 栄 委員
山 崎 哲 矢 委員
若 林 昌 広 委員

北 澤 正 之 委員
小 林 克 洋 委員
佐々木 一 光 委員
中 澤 伸一郎 委員
平 松 広 之 委員
丸 山 由 夫 委員
山 谷 秀 昭 委員
渡 辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 井 修
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	佐 藤 信 幸

午前9時25分 開会及び開議

(午前9時40分 三條新聞社傍聴)

議長（栞原会長）

これより総会を開会します。

(挨拶 略)

最初に、本日の出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、在任委員18名、出席18名、欠席0で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

9番、山倉広委員、11番、小師栄一委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします。議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することについて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第6号及び報第1号から報第7号までの以上13件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

初めに、農地中間管理権の設定等についてです。

33ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定57件で、合計23万6,802.64平米です。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

番号ごとに順次説明します。1ページをお願いします。

44番は、直江町四丁目地内の農地1筆、760平米。

45番は、西本成寺二丁目地内の農地1筆、1,008平米。

46番は、西本成寺二丁目地内の農地2筆、2,048平米。

2ページをお願いします。

47番は、大宮新田地内の農地1筆、2,009平米。

48番は、塚野目三丁目地内の農地8筆、6,977平米。

49番は、塚野目三丁目地内の農地1筆、56平米。

4ページをお願いします。

50番は、大宮新田地内の農地1筆、2,003平米。

51番は、土場地内の農地3筆、1,809平米。

52番は、吉野屋地内の農地1筆、434平米。

53番は、長沢地内の農地9筆、1万305平米。

6ページをお願いします。

54番は、長沢地内の農地5筆、406.13平米。

55番は、駒込地内の農地6筆、4,218平米。

56番は、早水地内の農地11筆、1万6,839平米。

9ページをお願いします。

57番は、飯田地内の農地1筆、2,179平米。

58番は、飯田地内の農地1筆、1,473平米。

59番は、塚野目地内の農地1筆、2,023平米。

10ページをお願いします。

60番は、笹岡地内の農地1筆、2,622平米。

61番は、栗林地内の農地11筆、9,746平米。

62番は、塚野目一丁目地内の農地1筆、1,414平米。

12ページをお願いします。

63番は、塚野目一丁目地内の農地3筆、4,772平米。

64番は、鶴田一丁目地内の農地 4 筆、3,992 平米。

65番は、大宮新田地内の農地 1 筆、1,190 平米。

66番は、大宮新田地内の農地 1 筆、750 平米。

14ページをお願いします。

67番は、柳川新田地内の農地 1 筆、1,941 平米。

68番は、柳川新田地内の農地 5 筆、4,712 平米。

69番は、大宮新田地内の農地 1 筆、1,133 平米。

70番は、柳川新田地内の農地 1 筆、443 平米。

16ページをお願いします。

71番は、柳川新田地内の農地 1 筆、1,497 平米。

72番は、井栗地内の農地 7 筆、1,643 平米。

73番は、井栗一丁目地内ほかの農地 7 筆、6,191 平米。

18ページをお願いします。

74番は、須戸新田地内の農地 3 筆、2,412 平米。

75番は、上保内地内の農地 3 筆、1,760 平米。

76番は、金子新田地内の農地 6 筆、777.21 平米。

20ページをお願いします。

77番は、上須頃地内ほかの農地 6 筆、5,038 平米。

78番は、上須頃地内の農地 1 筆、948 平米。

79番は、上須頃地内の農地 1 筆、809 平米。

80番は、上須頃地内の農地 2 筆、971 平米。

22ページをお願いします。

81番は、下須頃地内の農地 1 筆、1,021 平米。

82番は、鬼木地内の農地 2 筆、7,319 平米。

83番は、鬼木地内の農地 2 筆、6,753 平米。

84番は、東光寺地内の農地 3 筆、1 万237 平米。

24ページをお願いします。

85番は、猪子場新田地内の農地 1 筆、642 平米。

86番は、猪子場新田地内の農地 3 筆、1,264 平米。

87番は、猪子場新田地内の農地 5 筆、782 平米。

88番は、猪子場新田地内の農地 4 筆、3,090 平米。

26ページをお願いします。

89番は、福島新田地内の農地 7 筆、2 万1,943 平米。

90番は、東光寺地内の農地 1 筆、205 平米。

91番は、東光寺地内の農地 2 筆、507 平米。

28ページをお願いします。

92番は、蔵内地内ほかの農地 4 筆、1 万3,495 平米。

93番は、蔵内地内の農地10筆、1,608.30 平米。

94番は、帯織地内の農地2筆、1万5,343平米。

30ページをお願いします。

95番は、山王地内の農地3筆、2万3,469平米。

96番は、笹岡地内の農地1筆、378平米。

97番は、福岡地内ほかの農地8筆、6,782平米。

32ページをお願いします。

98番は、高岡地内の農地1筆、360平米。

99番は、牛野尾地内の農地5筆、1万724平米。

100番は、上谷地地内の農地1筆、1,572平米。

全件新規設定をするもので、令和7年10月31日に県公告を予定しているものとなります。

次に、農地中間管理事業の特例に基づく所有権移転です。

議案の説明の前に、農地中間管理事業の特例について説明いたします。

お手元に配付の議第1号参考を御覧ください。農業経営基盤強化促進法では、農業経営基盤の強化を促進するため、都道府県の基本方針に即して農地中間管理機構が行う特例事業を定めており、4つの事業がございます。新潟県では、このうち即売型の農地売買等事業を実施しており、本事業を活用することで、譲渡人及び譲受人は国税等の控除や軽減措置を受けることができます。また、所有権移転登記は新潟県農林公社が行います。なお、対象農地や譲受人の経営状況等の事業要件は、農地移動適正化あっせん事業と同様です。今後、農地の売買で相談を受けられた場合は、農地移動適正化あっせん事業の活用と併せて御説明くださるようお願いいたします。

それでは、議案の説明をいたします。

36ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は4件で、合計2万7,339平米です。

番号ごとに順次説明します。34ページをお願いします。

101番は、須戸新田地内の農地6筆、9,120平米で、譲渡人の要望によりこれまで当該農地を借り受けていた譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円となります。

102番は、金子新田地内ほかの農地9筆、8,125平米で、譲渡人の要望によりこれまで当該農地の一部を借り受けていた譲受人に売買するもので、価格は田が10アール当たり〇〇〇円、畑は10アール当たり〇〇〇円となります。

103番は、蔵内地内の農地2筆、2,210平米で、譲渡人の要望によりこれまで当該農地を借り受けていた譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円となります。

104番は、東光寺地内の農地5筆、7,884平米で、譲渡人の要望によりこれまで当該農地を借り受けていた譲受人に売買するもので、価格は田が10アール当たり〇〇〇円、畑は10アール当たり〇〇〇円となります。

いずれも令和7年10月31日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第3調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

最初に、第3調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、8月25日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室において、栞原会長及び井上会長代理同席の下、開催しました。開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前10時20分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。今月意見照会があった案件は、利用権の新規設定57件、23万6,802.64平米、所有権の移転4件、2万7,339平米です。いずれも事務局から申請書類の審査などの詳細説明を受け、本農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進を図り、農用地利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、適切であると考えております。つきましては、本計画（案）については原案のとおりとし、意見なしとすべきものとししました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

38ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの3件、合計1万2,247平米です。

番号ごとに順次説明いたします。37ページをお願いします。

8番は、柳沢地内の農地1筆、175平米を、管理できないため譲渡人の要望で譲受人に売買するもので、価格は総額で〇〇〇円です。

9番は、大島地内の農地3筆、3,113平米を、譲渡人が耕作できないため、今まで耕作してもらっていた譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

10番は、上大浦地内の農地9筆、8,959平米を、譲渡人が相続したが耕作ができないため、今まで耕作してもらっていた譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買によるもの3件、1万2,247平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

39ページ欄外を御覧ください。今月の申請は2件、362.55平米です。番号ごとに順次説明いたします。

5番は、昭和54年12月21日付で、農地法第5条の許可を受けた月岡二丁目地内の農地1筆、209平米について、当初の計画者が住宅1棟の建築を予定していましたが、都合により建築ができなくなったことから譲受人が売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校の北東側400メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。また、本申請につきましては、議第5号の22番で農地法第5条の許可申請がなされております。

6番は、事業計画の変更のみの案件で、昭和49年3月27日付で農地法第5条の許可を受けた吉野屋地内の農地3筆、153.55平米について、当初計画で住宅1棟の建築を予定していましたが、平成9年に吉野屋浄化センター建設のため南側の一部を分筆、売却したことから計画を断念し、山林化したため、今後山林として維持管理をしていきたいものです。場所につきましては、吉野屋浄化センターの北側の隣接地で、中山間地域に位置する小集団の生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地、いわゆる中山間2種と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は2件、362.55平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

40ページ欄外を御覧ください。今月の申請は3件、776平米です。番号ごとに順次説明いたします。

2番は、西本成寺一丁目地内の農地1筆、333平米を住宅1棟とカーポート1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては三条ものづくり学校の西側300メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

3番は、東新保地内の農地1筆、223平米を住宅1棟と駐車場3台分の用地として利用したいもので、場所につきましては三条駅の東側450メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

4番は、西大崎一丁目地内の農地1筆、220平米を住宅1棟と車庫兼物置1棟の用地として利用したいもので、場所につきましてはつくし保育園の北側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は3件、776平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

44ページ欄外を御覧ください。今月の申請は7件、1万2,729.30平米です。番号ごとに順次説明いたします。

41ページをお願いします。

22番は、先ほど説明いたしました議第3号の5番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

23番は、嘉坪川一丁目地内の農地2筆、85.30平米を売買により取得し、カーポート1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、一ノ木戸小学校の東側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

24番は、四日町地内の農地1筆、165平米を売買により取得し、住宅1棟と駐車場2台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、嵐南公民館の西側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

42ページをお願いします。

25番は、上須頃地内の農地5筆、2,275平米を売買により取得し、有料老人ホーム1棟と駐車場31台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市立大学の南側450メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

26番は、上須頃地内の農地2筆、74平米を売買により取得し、隣接する宅地と一体的に住宅1棟と駐車場3台分の用地として利用したいもので、価格は同時取得する宅地と合わせて1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、燕三条地場産業振興センターの北西側950メートル付近で、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

27番は、上須頃地内の農地2筆、816平米を賃貸借権の設定により一時転用し、仮設資材置場の用地として利用したいもので、場所につきましては燕三条地場産業振興センターの北西側900メートル付近で、農用地区域内にある農地ですが、3年以内の一時転用であることから、農用地区域内の農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

28番は、猪子場新田地内の農地19筆、9,105平米を売買により取得し、既存の宅地等と一体で資材置場や調整池等の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市清掃センターの北西側800メートル付近で、住宅や事業所等が連たんした区域に近接するおおむね10ヘクタール未満の集団農地の区域内の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断されますが、周辺に他の適当な宅地、第3種農地はないと認められることから、第2種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は7件、1万2,729.30平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。28番以外については3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものと、また28番については3,000平米を超えることから、新潟県農業会議へ諮問すべきものとなりました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、28番以外については原案のとおり許可す

ることに、また28番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合、許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、28番以外については原案のとおり許可することに決定いたしました。また、28番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに決定しました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了しました。

第3調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栞原会長）

次に、議第6号『三条市都市計画審議会委員の推薦について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第6号『三条市都市計画審議会委員の推薦について』説明いたします。

45ページの議第6号参考を御覧ください。

当審議会は、三条市における都市計画事業の効果的な推進を図ることを目的に設置されたもので、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査・審議する組織でございます。

現在の当農業委員会からの推薦委員は、4番、栞原一郎委員となっておりますが、任期が令和7年9月30日で満了することから、新たに委員1名の推薦依頼があったものです。任期は、令和7年10月1日から令和9年9月30日までの2年間でございます。

説明は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

三条市都市計画審議会委員1名の推薦につきましては、いかが取り計らったらよいか、休憩して自由な意見交換をお願いします。

しばらく休憩します。

(午前10時04分から午前10時05分まで休憩)

議長（栞原会長）

それでは、会議を再開します。

お諮りします。休憩中の意見交換に基づき、私、栞原を推薦することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、4番、栞原一郎を推薦します。

議長（栞原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第7号までの7件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号『前期農地パトロールの結果報告について』、農政対策部会より報告願います。

農政対策部会長及び部会長代理は、井上会長代理の隣に着席願います。

初めに、三条地域について報告願います。

6番、志田洋一委員。

6番（志田洋一委員）

それでは、三条地域のパトロール結果について報告します。

三条地域は、7月31日から8月5日にかけて実施しました。緑区分の遊休農地については、解消された箇所もありましたが、改善されていない箇所が多く見受けられました。また、耕作はしているが、あぜや水路の雑草を除草していないため、周囲に比べ低利用とみなされる農地もございます。特に長年耕作放棄された農地は、背丈以上の草木が繁茂しており、農業用機械での除草等が困難なため、黄区分と判断される遊休農地が増えています。

三条地域の報告は以上です。

議長（榎原会長）

ありがとうございました。

次に、下田地域について報告願います。

15番、吉田昇委員。

15番（吉田 昇委員）

それでは、下田地域のパトロール結果について報告します。

下田地域は、8月7日から8月12日にかけて実施しました。平野部は緑区分の遊休農地が多く、山麓や山間部は今後保全管理を行わないと、数年のうちに黄区分と判断される遊休農地が増えています。また、相続等により所有者が下田地域外に住んでいるため、所有者が管理できない、または現状を把握できていないため、遊休化が進んでいる農地も増えています。なお、下田地域で農業委員会の判断をもって非農地とすべき農地については、所有者の意向確認や権利関係を整理したものから順次総会で提案させていただく予定です。

下田地域の報告は以上です。

議長（榎原会長）

ありがとうございました。

最後に、栄地域について報告します。

16番、鈴木委員が本日急遽欠席されましたので、私から報告させていただきます。

栄地域は、8月5日から8月8日に実施いたしました。栄地域では、保全管理とされている農地が多く、除草等は実施されていますが、利用権が設定されているにもかかわらず、雑草等が繁茂し、保全管理もされていない農地がありました。また、長年耕作放棄され、所有者が不明となった農地について、農業委員会の判断をもって非農地としてはどうか検討するものがあったため、権利関係を確認し、今後の総会で提案させていただきたいと考えております。

栄地域の報告は以上です。

前期農地パトロールの結果報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報第2号『前期農地パトロールの結果報告について』を終わります。

農政対策部会長及び部会長代理は、自席へお戻りください。

議長（栞原会長）

次に、報第3号から報第7号までの5件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第2調査部会長、9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。9月26日午前9時から三条市役所第二庁舎2階202会議室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は9月30日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で定例総会を閉会します。

午前10時15分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長 栞 原 一 郎

議 事 録 署 名 委 員 （ 9 番 ） 山 倉 広

議 事 録 署 名 委 員 （ 1 1 番 ） 小 師 栄 一
